

## 成年後見制度について

### 1 制度の概要

#### (1) 目的

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結し財産を管理することにより、本人の保護を図るもの

#### (2) 種類

##### ①法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人が支援する

##### ②任意後見制度

本人に十分な判断能力がある時に、任意後見人及び任意後見人に委任する内容を決めておく

#### (3) 申立手続

##### ①法定後見制度 家庭裁判所に申立て

本人、親族、市町村長などが申立て可能

##### ②任意後見制度 本人と成年後見人との間で公正証書により締結

本人、親族、任意後見人が申立て可能

### 2 宮代町の状況

#### (1) 町による申立件数

##### ①町が成年後見制度の申立てを行った件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町長申立件数	2件	2件	3件	1件

##### ②親族が成年後見制度の申立てを行った件数

令和3年度4件

#### (2) 相談受付

- ・役場窓口
- ・宮代町地域包括支援センター

### (3) 関係団体との連携

#### ①埼玉県成年後見制度利用促進久喜地区協議会

- ・久喜市、幸手市、白岡市、宮代町の3市1町で構成
- ・埼玉県、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県弁護士会、埼玉県司法書士会、家庭裁判所などの関係団体が参加し、研修会、情報提供、意見交換などを実施

### (4) 課題

- ・制度の周知
- ・相談受付体制の整備
- ・成年後見人に対する報酬支払

## 3 成年後見制度利用促進計画

### (1) 経緯

#### ▼平成28年5月

成年後見制度の利用の促進に関する法律

#### ▼平成29年4月

国において第1期成年後見制度利用促進基本計画(H29～R3)を決定

#### ▼令和4年4月

国において第2期成年後見制度利用促進計画(R4～R8)を決定

### ◎ポイント

国策定の「成年後見利用促進基本計画」において、市町村における「成年後見利用促進基本計画」の策定及び「中核機関」の設置が努力義務とされた

### (2) 成年後見利用促進基本計画と中核機関

#### ①成年後見利用促進基本計画とは

更なる高齢化の進行により、一人暮らしの認知症高齢者や身近に頼れる親族のいない高齢者の増加が見込まれるなかで、すべての人が自分らしい生活を送る権利を保障する手段として、成年後見制度を必要とする人が適切に支援を受けられるよう成年後見制度の利用を促進するための仕組みを整理し、制度の利用促進を図るための計画

#### ②中核機関とは

成年後見制度の利用促進を図るため以下の取り組みを行う

- ①広報啓発
- ②相談
- ③利用促進
- ④後見人支援
- ⑤地域連携ネットワーク

(2) 策定状況

①宮代町

- ・成年後見利用促進基本計画 未策定
- ・中核機関 未設置

「みやしろ健康福祉プラン高齢者編」では、包括的支援事業の一環として、高齢者の総合相談、権利擁護の支援を行うことを目的に、成年後見制度利用などの権利擁護業務を行うこととしている（計画書 77 頁）

②県内市町村

- ・成年後見利用促進基本計画  
63 市町村中 41 市町村が策定（65%）
- ・中核機関  
63 市町村中 31 市町村が策定（49%）

(2) 今後の予定

①宮代町成年後見制度利用促進基本計画（仮）を令和 4 年度に策定予定

▼計画の基本指針（予定）

- ・成年後見制度の周知
- ・成年後見制度の利用に関する相談活動の充実
- ・地域連携ネットワークの仕組みづくり

②中核機関については、引き続き設置について検討を継続していく